



(3) 火薬類の保管管理の徹底

ア 有害鳥獣駆除のために突発的な銃砲の使用が想定されるような場合には、必要な数の実包を手元に置くことが必要と考えられるが、そうでない場合には、できる限り実包を手元に置かないようにすること。

イ 火薬類の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残火薬類を生じさせないようにすること。

(4) 事故等発生時の通報の徹底

盗難、紛失等の事故が発生した場合は、直ちに警察に通報すること。

(5) 運搬等における留意事項

開催日及びその前後に、対象地域等において銃砲・火薬類等を運搬・携帯する場合は、計画的に行うとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議すること。